同等品を選定する場合の手続きについて

仕様書等に「同等品可」と表示のある物品については、仕様書に示したメーカー・型番の品目と同等以上の品物（以下、「同等品」という。）を選定し、入札に参加することができます。

同等品を選定する場合は、次の手続きにより事前に総務課総務検査室へ同等品を申請し、確認を受けてください。

事前に確認を受けていない同等品で見積もり、落札者となった場合、その物品で契約を締結することができない場合がありますので、必ず事前確認をお願いします。

記

１ 同等品の定義

同等品とは、仕様書に記載する規格・品質等と同等以上であるものをいいます。

２ 同等品確認の方法

同等品により入札参加を希望する者は、下記の提出期限までに次の書類を総務課総務検査室へ提出してください。 （ＦＡＸ可）

(1) 同等品確認申請書

(2) 同等品確認書

(3) 同等品候補の掲載されたカタログ・価格等の資料（コピー可）

３ 提出期限 令和８年１１月１０日（火） 午後５時

４ 同等品可否決定の通知

期限までに提出された同等品確認書については、１１月１１日(水) 午後５時までに、同確認書の「確認」欄に、認定の場合は「〇」を、不認定の場合は「×」を記入して返送（ＦＡＸ）します。

５ 問い合わせ先

熱海市経営企画部 総務課 総務検査室
電話 ０５５７－８６－６０３９・６０９７
ＦＡＸ ０５５７－８６－６０３４